平成27年草加市議会2月定例会追加提出議案

議案

第35号議案 職員の給与に関する条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成26年度人事院勧告による給与制度の総合的見直しに鑑み、一般職の職員及び特定任期付職員の給料月額を引き下げるとともに、行政職の職務の級等の見直しを行うものです。

- 2 内容
 - (1) 給料表の改定

ア 行政職給料表 一般会計実質改定率 (平均 1.8%)

改定額 (平均 5,530円)

イ 医療職給料表(2) 一般会計実質改定率 (平均 0.7%)

改定額 (平均 1,675円)

- ウ 医療職給料表(3) 在籍職員不在のため表上改定率 (平均 1.9%)
 - 改定額 (平均 6,404円)
- エ 特定任期付職員給料表 在籍職員不在のため表上改定率 (平均 1.9%)

改定額 (平均 9,400円)

(2) 行政職の職務の級等の見直し

行政職の職務の級について、主事級が使用する1~3級を1・2級に統合し、9級制から8級制へ移行するとともに、給料号給の見直しを行います。

- (3) その他条文の所要の整備を行います。
- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

新給料表への円滑な移行を図るため、平成31年3月31日までの間、現給保障(平成27年3月31日現在の給料の保障)を行います。

- (3) 草加市職員の旅費に関する条例等の一部改正 次の条例について、条文の所要の整備を行います。
 - ア 草加市職員の旅費に関する条例
 - イ 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - ウ 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例